

財務省告示第三百八十四号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵

省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、

平成十九年十月十日に発行した利付国債の発行条

件等を次のとおり告示する。

平成十九年十一月九日

財務大臣 額賀 福志郎

一 名称及び記 利付国庫債券（物価連動・十年）

（第十三回）

二 発行の根拠 平成十九年度における財政運営

の法律及びそ のための公債の発行の特例等に

関する法律（平成十九年法律第

二十五号）第二条第一項並びに

特別会計に関する法律（平成十

九年法律第二十三号）第四十六

条第一項、第四十七条及び附則

第七十六条第一項

三 振替法の適 社債等の振替に関する法律（平

成十三年法律第七十五号。以下

「振替法」という。）の規定の適

用を受けるものとし、その振替

機関は日本銀行とする。

四 発行方法 利回りを競争に付して行われる

入札（以下「利回り競争入札」と

いう。）による発行（以下「利

回り競争入札発行」という。）及

び利回り競争入札の募入の決定

を、した後に行われる入札であ

つて、財務大臣が各国債市場特

別参加者ごとに応募限度を定め

るものによる発行（以下「国債

市場特別参加者・第 非価格競

六				五			
イ		ロ		イ		イ	
発行	競争入札	発行	競争入札	発行	競争入札	発行	競争入札
利回り	競争額	利回り	競争額	利回り	競争額	利回り	競争額
額面金額	うちの平	額面金額	うちの平	額面金額	うちの平	額面金額	うちの平
四千九百九十七億	九千九百九十七億	四千九百九十七億	九千九百九十七億	四千九百九十七億	九千九百九十七億	四千九百九十七億	九千九百九十七億
円	円	円	円	円	円	円	円

口		イ		ロ		イ	
発行	競争入札	発行	競争入札	発行	競争入札	発行	競争入札
価格	競争額	価格	競争額	価格	競争額	価格	競争額
円	四千九百九十七億	四千九百九十七億	九千九百九十七億	四千九百九十七億	九千九百九十七億	四千九百九十七億	九千九百九十七億
円	円	円	円	円	円	円	円
円	円	円	円	円	円	円	円

争入札発行」という。）

	十	十	十	十	九	八	口	七	
	四	三	二	一	九	八		イ	
	方	額	想	額	想	発	利	発	発
	法	の	定	元	定	行	率	行	行
	計	計	金	金	元	日	の	行	行
	算	算	金	金	金	の	率	行	行
	算	算	金	金	金	の	率	行	行
	算	算	金	金	金	の	率	行	行
	算	算	金	金	金	の	率	行	行
	算	算	金	金	金	の	率	行	行
	算	算	金	金	金	の	率	行	行
	算	算	金	金	金	の	率	行	行
	算	算	金	金	金	の	率	行	行
基					十				
づ					三				
き					一				
作					・				
成					三				
す					パー				
る					セン				
全					ト				
国									
消									
費									
者									
物									
価									

各子支払期及び償還期限にお
 ける想定元金額は、各月支
 及ぶ償還金額は、各月支
 期の償還額を属する月の支
 出の前月の消費物価統計第
 三小売物の統計結果に
 基づき作成するため、全国
 消費者物価

十三年十一月三日
 監査人の監査
 $\times 0.666$

円四千九百七十八億五千
 四百七十九万

七億九千七百四万円

振替法の規定による振替口座簿
 の記載又は記録は、最低額と
 する。整数倍の金額によるものと
 する。平成十九年十月十日
 十一月九日
 十三年十一月三日

十五
の 経
払 過
込 利
み 子

指数のうち生鮮食品を除く総合
指数をいう。以下同じ。を百。
一で除して得た数（小数点以下
第三位未満の端数があるとき
は、これを四捨五入したものとす
る。額面金額を乗じて得た額とす
る。基準改定が行われ、改定後の基
準に基づく消費物価指数が公
表された場合、は、財務大臣が
定められた日以降の各利子支払期及
び償還期限における想定元金額
は、償還財務大臣が定める方法によ
り算出される数（小数点以下第
三位未満の端数があるときは、
これを四捨五入したものとす
る。面金額を乗じて得た額とする。
募入金決定の通知を受けた者は、
払込金額に追加を、の算式によ
り算出した金額を、第二号によ
り算出する。期日に払い込むもの
とする。

$$\begin{array}{r} \text{鹽 画 貯 貯 額 の 総 額} \times 0.999 \times \frac{1.3}{100} \\ \hline 30 \\ \times 365 \end{array}$$

十六
初 期
利 子

平成二十年三月十日を支払期と
し、次の算式により算出した金
額を支払う。ただし、支払期が
銀行休業日に当たるときは、そ
の翌営業日に支払う（以下、次

号及び第十八号において規定する
 期日について同じ。）。
 第十四号の規定により算出された

$$\text{支払期における想定元金額} \times \frac{1.3}{100}$$

$$\times \frac{1}{2}$$

十七 第二期以後の利子
 毎年三月十日及び九月十日を支
 払期とし、各支払期において、

次の算式により算出した金額を支
 払う。

第十回払期の期における想定元金額

$$\times \frac{1.3}{100} \times \frac{1}{2}$$

十八 償還期限
 平成二十九年九月十日

十九 償還金額
 第十四号の規定により算出され

二十 元利金支払場所
 日本銀行
 財務大臣から通知を受けた者

二十一 入札参加者
 平成十九年十月十日

二十二 払込期日